

< 当座勘定規定（パーソナル・チェック用） >

改定前	改定後
<p>1 【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</p>	<p>1 【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) <u>証券類の取立てのため交換所での交換を要する場合には、預金者は店頭表示の入金手数料を支払うものとします。</u></p> <p>(5) <u>前記(4)のほか、証券類の取立てのための交換所での交換等において特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</u></p>

8 【小切手、手形用紙】

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前記(1)および(2)以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の代金と引換に交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続によって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

8 【小切手、手形用紙】

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が2025年9月30日までに交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前記(1)および(2)以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (削除)
- (5) 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続によって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

17【印鑑照合等】

- (1) 小切手、手形または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって前記8の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。
- (3) この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、前記(1)と同様とします。

17【印鑑照合等】

- (1) 小切手、手形、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって前記8の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。
- (3) この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、前記(1)と同様とします。